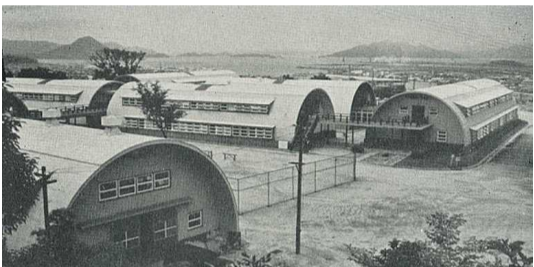


被爆地域の実質的な拡大と 非人道的な核兵器の 廃絶を訴える

裁判の意義



原爆傷害調査委員会 (ABCC) 1955年頃

原爆傷害調査委員会 (Atomic Bomb Casualty Commission, ABCC) は、原子爆弾による傷害の実態を詳細に調査記録するために、広島市への原子爆弾投下の直後にアメリカ合衆国が設置した民間機関

1954年3月のビキニ水爆実験を機に原水爆禁止運動が拡がり日本原水協、日本被団協が結成されるなど運動の前進で「原爆被害者の医療に関する法律」が成立しましたが「水爆被害者」は切り捨てられました。その後の運動の前進により被害に即し被爆地域の拡大などすすみました。

しかし、1980年の「基本懇答申」は「戦争被害受忍論」とともに「被爆地域の指定は十分な科学的根

拠に基づいて行われるべき」と大きく後退させました。

これを打ち破ったのが、306名の原告が闘った原爆症集団訴訟の勝利でした。

初期放射線被害に限定し、残留放射線、内部被曝を無視した「国際基準」の見解を指弾し低線量・内部被曝を認める判断をしました。

2009年8月政府と被爆者団体は「今後訴訟の場で争う必要のないよう定期協議の場で解決する」と

「黒い雨」訴訟は、ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマと続く日本における放射線被害とそれとの闘いの中にあります。

裁判官に低線量・内部被曝を認めさせるか否か、重要な問題となっております。

米国はマンハッタン計画で「放射線の人体への影響に強い関心」を示しました。

「放射線被害の隠蔽と過小評価との闘い」 —— 米国による被害の隠蔽 ——

原爆投下直後、米国は原爆被害について日本軍や科学者の調査データを提出させました。

1947年開設のABCCの目的は次の核戦争の準備のためでした。これに対し「被爆者をモルモットにするな」と撤去要求デモが60年代に2度も行われました。

そのような中で、福島原発事故による放射線被害が発生しました。被害を認めれば政府も東電も多大な負担を求められます。そのことからか政府は巻き返しに出ました。

新たな闘いに

「確認書」を交わし、官房長官が「謝罪」しました。

しかし、政府は若干の手直しをしただけで「定期協議」はほとんどされませんでした。



被団協事務局長 大越和郎

大越さんは5歳の時、戸山村(現安佐南区)で原爆投下後の「黒い雨」を浴び、1977年に被爆者健康手帳を取得。ここ10年余り、県被団協で被爆者支援に取り組んでいます。

私は原爆訴訟について2つの画期的判決に関与しています。

一つは、原爆症認定をを求める広島で初めての大規模訴訟です。45人の原告のうち3人を担当しましたが、全員勝訴しました。この訴訟で印象に残ったことは、専門家との即ち医師との連携が極めて大切ということでした。原爆被害者の救済に情熱を傾ける有能な医師との協力は教わることの多い体験でした。

次に原爆健康手帳の交付を争う3号被爆訴訟に団長として関与しました。原告は8人、弁護団は6人でした。その6人のうち

5人は本訴訟の弁護団員です。判決で全員勝訴したのにもかかわらず、当時の秋葉市長の英断で控訴をせず、市役所で原告一人一人に手帳を渡してくれりなど、現市長に学んでいきたい被爆者にやさしい対応でした。

この裁判で印象に残った点を挙げます。

一つは、3号被爆における内部被曝の重要性をY先生が立証してくださったことです。本件でもこれから問題になります。

第二は、手帳の根拠争点となる援護法1条3号の解釈でありま

す。これについては、その法律が制定された趣旨、経緯などが大切であることを知ったことです。第三は、訴訟の進行に即して、原告・支援者・弁護団の協同が円滑にいったことです。支援者は、単に法廷にいて訴訟を見守るだけでは物足りないのです。これを法廷後の率直な対話と適切な支援ニュースの発刊などで支援体制を維持していたと思います。

弁護団員、支援者、原告の皆さん、「原爆訴訟の新たな達成をめざそう」

第2回口頭弁論期日の内容

弁護士 竹森雅泰
弁護団事務局長



2月15日午前11時から、広島地裁304号法廷で第2回口頭弁論期日が開催されました。

まず、2月8日付けで被告ら(広島市・広島県)から提出された第1準備書面が陳述(書類の内容をすべて口頭で陳述したことにする手続)されました。第1準備書面では、前日期日で宿題とされた訴状に対する認否(認める部分と争う部分を明示すること)は最低限行われましたが、被告らの主張の詳細は述べられていません。そこで、弁護団から、以下の3点について求釈明を行いました。

①被爆者健康手帳や第1種健康診断受診者証の交付申請の際の資料(申請書、聴取書・地図等)を速やかに証拠として提出されたい。

②被告らは被爆者援護法1条3号を「人体に健康障害を発症し得る相当程度の放射線被曝をしたような事情」と限定解釈しているが、その理由を明らかにされたい。

③「黒い雨」による健康障害について昭和28年当時から言及されていたにもかかわらず、強雨地域のみが健康診断特例区域と指定された経緯・理由、さらには健康診断特例措置の制度趣旨・制定経緯について明らかにされたい。

弁護団からの求釈明を受けて、裁判所は、①について協議する場(進行協議期日)を3月11日に開催すること、②③については、弁護団からの求釈明を踏まえて、被告らは3月31日までに被告らの主張を明らかにする書面を提出するように求めました。

今後は個別の論点の攻防が続くこととなります。ご支援をよろしくお願いします。

予定 第3回口頭弁論
4月18日(月) 11:00~

原爆訴訟の新たな達成をめざそう！

弁護団長 広島敦隆

子どもの時に被爆し、病気で苦しんだ70年

私は昭和9年に広島県佐伯郡砂谷村伏谷で農家の長女として生まれ、原爆当時は国民学校5年生でした。昭和20年8月6日朝、私は家の掃除のため自宅の土間にいました。



隅川清子さん (81)

黒い雨被害者の最後の訴えを認めて!

体験インタビュー



高校を卒業した頃の隅川さん
実家の玄関で

異様な光が走って、間もなく爆風が家の中に入ってきて、飛ばされそうになりました。その後、雷が鳴り始めて空が暗くなり、大粒の雨が向こうが見えないほど降りました。私は母に言われて、田の草取りに来ていた2人の女性に蓑(みの)と笠を持って行き、ずぶぬれになりました。その後、空から、木クズ、本、新聞の焼けたもの、灰などが飛んできました。

向こうが見えないほどの大粒の雨

被爆直後から病魔におかされて

原爆に遭った直後は、下痢や貧血に悩まされ、めまいがして学校の朝礼で度々倒れました。中学校生の時は胃潰瘍と肋膜炎になり背中から水をぬいてもらいました。また、歯肉が腫れて膿んだので切除し

● 内部被曝の脅威を曝いていきます

弁護士 池上 忍



原爆症認定集団訴訟などに代理人として関わる中で、私達国民には、放射線被曝の実態やその脅威が、アメリカや日本政府によって如何に隠され続けて来たのかということをやというほど知ることとなりました。

近年、次第に低線量被曝(内部被曝)が人体に苛酷な影響を与えること、このことが明らかになってきていますが、日本政府は、この重大な事実を隠そうと躍起になっています。「黒い雨」についての日本政府の対応はまさにこの典型であり、到底許すことはできません。私も、この「黒い雨」の裁判を通じて皆さんと一緒に内部被曝の脅威を曝いていきますので、よろしくお願いします。

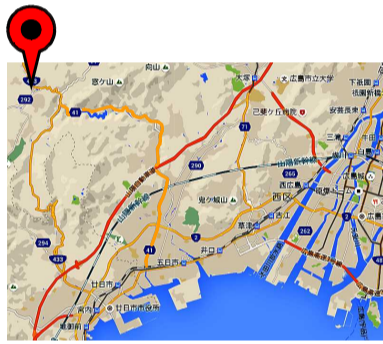
● 私たちには、放射線被曝を受けない権利がある

弁護士 足立 修一



弁護士になってから上関原発や在韓被爆者の問題に取り組み、原爆症認定集団訴訟、3号被爆者訴訟などの代理人として活動し、核と人類は共存できないとの思いを強くし、私たちには、放射線被曝を受けない権利があることを認めさせるべきであるとの考えに達しました。

黒い雨訴訟でも、被爆者の権利を認められるべき人に認めさせるという当たり前のことを実現できるよう、努力したいと思います。よろしくお願いします。



佐伯郡砂谷村伏谷

(2回)などをしました。糖尿病も患い症状がひどい時期がありました。現在は、骨粗鬆症で骨折のおそれがあると医者に言われており、軽い脳梗塞で降圧剤を服用中です。糖尿病、ヘルペス、目まい、便秘、胃の痛み、手の指の痛み、右足のしびれと痛みなどの治療もしています。

兄弟姉妹7人がガンに

原爆当時、家族は横穴からの山水を飲み、野菜中心の食事でした。私や家族は黒い雨や灰、ホコリに付いた放射能を呼吸や飲食で身体に取り込んだに違いありません。そのことで内部被曝したからこそ、私や家族も病気に悩まされてきたのだと思います。兄弟姉妹8人のうち7人がガンになり、弟2人と妹1人がすでに亡くなりました。国が黒い雨地域住民の放射能被害を認めないのは納得できません。裁判所は黒い雨被害者の最後の訴えを認めていただきたいと思います。

【訂正・おわび】
前号2面
誤「安芸郡太田町」
正「安芸太田町」

「黒い雨」訴訟支援募金 ご入会も
郵便振替 01330-3-91477 お待ちして
原爆「黒い雨」訴訟を支援する会 います

連 帯 メ ッ セ ー ジ

長崎から

「黒い雨」訴訟原告団に 敬意と連帯のメッセージ

長崎被爆地域拡大協議会事務局長
山本 誠一



長崎被爆地域拡大協議会は、被爆者手帳交付を求める訴訟は、起こしていませんが、昨年12月8日「すべての『被爆体験者』に被爆者健康手帳の交付を」求め、厚労省に要請しました。東京都原爆被爆者団体協議会や、原水協、共産党国会議員も参加する中で、「被爆地域拡大にむけた市民と研究者の意見交換会報告書」と長崎民医連の「被爆地域拡大証言調査報告書」を提出し、「十分な検証」を求めました。

日、田村貴昭衆院議員宛てに文書回答がありました。被爆地域拡大は困難」との否定的内容でした。

厚労省の山本室長補佐は、「被爆体験者は、長崎県・市の2000年調査報告を受け、被爆体験がトラウマとなって不安が生じた、との報告に基づき、精神疾患とその合併症について医療費助成事業を行ってききました。新年度概算要求では、対象合併症に『認知症』を盛り込んだ」「報告書はしっかり拝見する。ただし、この内容が正しい知見かどうかは学会等で議論された結果、施策に反映させる」と答えました。回答を質すと沈黙となりまして。1月27

長崎の「被爆体験者」で訴訟を起こしている他団体の第2陣訴訟で、2月22日長崎地裁は、「年間被ばく線量が25ミリシーベルト前後の場合、原爆の放射線による健康被害を生ずる可能性がある」として、原告161人のうち10人に手帳交付を命じました。ところが、長崎市と県は、「国の強い要請があった」との理由で、3月4日福岡高裁に控訴しました。

広島、長崎の原爆被害者への対応は、福島に連動しています。原爆放射線による健康被害は、原子雲から降り注いだ「黒い雨」や「死の灰」を浴び、外部被ばく、内部被ばくの原因となったことは明らかです。

原爆被害の実態を国に認めさせるため、力を合わせてがんばりましょう。